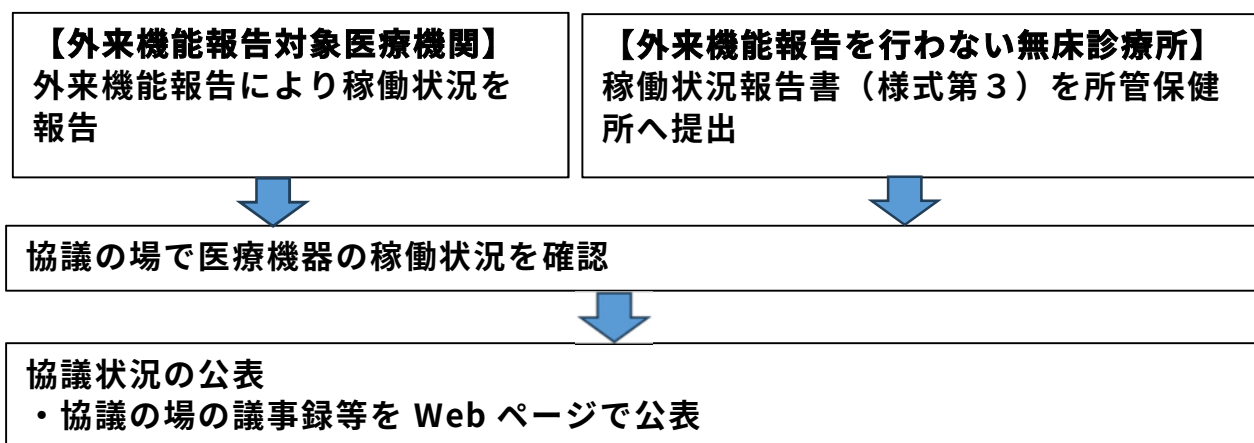


医療機器の稼働状況報告について

保健所
(保健センター)
説明用リーフレット

- 本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定（令和6年3月改定）し、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療に係る取組を推進しております。
- 外来医療計画において、地域の医療資源を可視化する観点から、令和5年4月1日以降に新規購入した対象医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィー）の稼働状況を報告していただく必要があります。
- 外来機能報告（医療法第30条の18の2及び第30条の18の3）対象医療機関（病院、有床診療所、報告を行う意向のある無床診療所）は、外来機能報告による報告を以て当該利用件数の報告に替えることができます。
- 上記以外の無床診療所は、稼働状況報告書（様式第3）を医療機関の開設等の場所を所管する保健所等へ提出いただきますよう御協力をお願いします。
- 医療機器の稼働状況報告に係るプロセスは次のとおりです。



※この取扱いについては、令和6年10月1日より開始します。